

【木祖村】 端末整備・更新計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※算出方法・留意事項は以下のとおり
① 児童生徒数(人)	152	152	141	134	123	・当該年度の5月1日現在の児童生徒数(計画策定時において未確定の場合は推定値を記入すること)
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	174	174	56	-12	-25	・(当該年度の①)×1.15-(基金事業により整備済の台数)
③ 整備台数(予備機除く)(台)	0	93	53	0	0	・GIGA第2期向けに整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は④に記入する)。
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	93	53	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある。
⑤ 累積更新率	0%	61%	104%	109%	119%	・{(当該年度までの③の合計)/①}×100 ・基金設置期間中に、累積更新率は100%に達する(端末の整備・更新が完了する)想定である。
⑥ 予備機整備台数	0	13	7	0	0	・GIGA第2期向けに整備する予備機の台数を記入する。 ・当該年度に整備する台数を記入する。基金事業開始後に、基金事業によらずに整備するものがある場合には、当該台数も算入する(基金事業による台数は⑦に記入)。
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	13	7	0	0	・④と⑦の合計は②以下である必要がある
⑧ 予備機整備率		14%	13%			・⑥/③×100 ※上限は整備台数の15%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

端末の整備・更新の考え方	・令和2年度に整備した児童生徒用端末(192台)について、導入から5年が経過するため令和7年度に小学校分を、令和8年度に中学校分の更新を行う。
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:196台 ○処分方法 ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 :196台 ○端末のデータの消去方法 ・処分事業者へ委託する(データ消去証明必要) ○スケジュール(令和7年度予定) 令和7年4月 処分事業者 選定 令和7年4月 新規購入端末の使用開始 令和8年3月 使用済端末の事業者への引き渡し ○その他特記事項
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由	・

【木祖村】 ネットワーク整備計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
①十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合 (%)	0	100	100	100	100	・目標値を記入する。十分なネットワーク速度とは、同時利用率を考慮した学校規模ごとの通信帯域が確保されている状態。(R6.5時点)
②簡易アセスメントの実施計画		令和7年3月までに調査を完了する				・簡易アセスメントとは、教育委員会が学校に対してアンケート、ヒヤリング、現地調査などでネットワークの問題の有無を調査することを意味する。
③アセスメントの実施計画		簡易調査を受けアセスメントを実施				・アセスメントとは、専門の業者等に依頼してネットワークに問題がないか、問題がある場合はその原因が何かを明らかにし、改善に繋げることを意味する。十分なネットワーク速度が確保できていない学校がある場合に、アセスメントを実施しないことは、一部の例外的な場合を除き想定されない。
簡易アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・簡易アセスメントで課題が明らかになった場合は令和7年度にアセスメントを実施して課題の詳細について原因の把握を行い、令和7年12月までに対策について検討を行う。					
アセスメントによって課題が明らかとなった場合の対策	・アセスメントで課題が明らかになった場合は令和7年12月までに原因の把握と対策について検討を行う。 ・本村は木曾広域連合のネットワークを使用しているが、明らかになった課題が本村のみで解決可能な内容であれば令和8年度中での課題解決について検討を行う。もし木曾広域連合にも係わる内容であった場合は、木曾広域連合と協議を行う。					
アセスメントを実施しない例外的な事情(ある場合)						

【木祖村】 校務DX計画

2025年3月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	※留意事項
共通項目	FAX・押印の原則廃止に取り組んだ学校の割合	0%	0%	100%	-	-	・クラウドツールの未活用やFAXでのやり取り・押印の見直し、不合理な手入力作業の一扫については、校務の効率化・ペーパーレス化の大きな阻害要因になっているものであることに十分留意すること。
	不合理な手入力作業の一扫に取り組んだ学校の割合	0%	0%	100%	-	-	
	クラウド環境を活用した校務DXの徹底に取り組んだ学校の割合	0%	100%	-	-	-	
選択項目	3.学校から保護者へ発信するお便り・配布物等をクラウドサービスを用いて一斉配信している学校の割合	0%	100%	-	-	-	・自治体として力を入れたい内容をリストから選択する。 ・選択肢はGIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリストの34項目より作成。自己点検の結果等を踏まえつつ、教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題を選択する。
	9.1人1台端末を児童生徒に持ち帰らせ、家庭で利用できるようにしている学校の割合	100%	-	-	-	-	
	16.職員会議等の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化している学校の割合	100%	-	-	-	-	
課題と解決策の具体	教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員間でICT活用スキルに差が生じている。 ・教職員の異動により校内の推進体制に変化が生じてしまう。 					
	教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現する上で障害となる課題の解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・各校にICT支援員の配置を行いたいのが財政面、人材面で配置ができていない。 ・令和7年度からは校務支援システムの拡張システムを導入し更なるICT化を図りたい。 					
	校務系ネットワーク・システム等の現状分析や、望ましい校務の在り方に関する検討の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド化、校務系と学習系の統合等について検討を進める。 ・定期的な速度測定等により状況の把握に務める。 					

【木祖村】 1人1台端末の利活用に係る計画

2025年3月

項目	内容	※留意事項
①1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿	整備されたICT環境下での授業により、児童生徒が自ら考え答えを導き出す力を育み、ICT端末(GIGA端末)を「学習の道具」として日常的に、当たり前のもので活用できる学びの場の提供。	・学習指導要領及び中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(令和3年1月)等の内容並びにこれらに引き続く政府の議論も踏まえ、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク等を通じて実現を目指す学びの姿を記載する。
②GIGA第1期の総括	第1期導入当初(令和3年度)はまず学校における授業での利活用が中心になった。令和4年度には全児童生徒による持ち帰りを実施。現在では授業での利活用に加え家庭学習での利活用も浸透している。しかし、授業内容によっては端末を利用しない従来通りの授業も行われており、更なる活用が課題となっている。	・①も念頭に、令和5年度までの間にGIGAスクール構想の実現に向けて実施してきた端末と通信ネットワークの整備や、これらを活用した学びの実践のための取組等の総括を行い、その結果を記載するとともに、明かになった課題については、その解決策とともに記載する。
③1人1台端末の利活用方策	<p>【1人1台端末の活用】 ・授業での更なる活用を目指しGIGAスクールサポートセンターの設置を継続する。</p> <p>【個別最適・協働的な学びの一体的な充実】 ・端末の活用は定着しつつある。更なる活用を目指し週2回以上の授業での活用と週3回以上の家庭学習での活用を推進する。</p> <p>【学びの保障(臨時休業等の緊急時・不登校対策・特別支援教育・外国人児童生徒)】 ・オンラインでの授業の実施について更なる工夫、研究を行うよう検討を進めたい。</p>	・①及び②を踏まえ、端末の利活用方策を記載する。その際、1人1台端末の活用、個別最適・協働的な学びの一体的な充実、学びの保障の視点に触れて方策を記入する。 端末の利活用の前提として、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を引き続き維持することを明記する。